－ 化学物質管理基準に適合する部材納入のお願い －

グリーン調達
納入部材の含有・使用
化学物質管理基準
（お取引先様用）

版 番	第１２版
発 行	2004 年7月 12 日
改 訂	2015 年１０月１日

浜松ホトニクス株式会社

― 目 次 ―

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁

２．浜松ホトニクス株式会社「環境基本方針」・・・・・・・・・・・・・・・２頁

３．「環境管理物質」管理基準（本文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～４頁
　３．１　目的
　３．２　適用範囲
　３．３　用語の定義
　３．４　管理基準
　３．５　改訂

４．お取引先様へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
　４．１　調査範囲
　４．２　調査票
　４．３　調査対象物質

５．「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い・・６頁
　５．１　「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」について
　５．２　「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」について
　５．３　「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」について

６．製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について・・・・・・・・・７頁
　６．１　製品含有化学物質の管理について
　６．２　納入部材へ含有化学物質の調査について

【 表 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８～２１頁
　表１　納入部材に含有する環境管理物質
　表２-１　納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質-オゾン層破壊物質
　表２-２　納入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質-塩素系有機溶剤
　表３　制限物質の管理水準
　表４　特定アミン（１以上のアゾ基の分解により生成するもの）

1．はじめに

地球環境への国際的な関心の高まりにともない、また各国における環境関連法規制の強化により企業の活動にも影響が現れてきている状況にあります。特に、欧州連合(EU)では製品に含有する化学物質に対し、使用制限等の法規制(例えば、ELV 指令※1-1、RoHS 指令※1-2 等)が制定され、企業において自社製品に含有する化学物質の適正な管理をサプライチェーンで構築することが､必須の状況になっております。これは、自社の製品を構成する全ての部品・材料について、お取引先様のご理解とご協力を得て、含有する化学物質を正確に把握して管理する必要があることを意味しており、その原則及び指針※1-3 やガイドライン※1-4 が JIS や業界団体にて制定されています。

このような状況に対して、弊社は同指針やガイドラインに沿った管理を行い、「納入部材の含有・使用化学物質管理基準」を施行して適正に対応を図ってまいります。この文書は、お取引先様から弊社に納入いただく製品、製品を構成する部品・材料に含有、および製造工程において使用する化学物質について順守いただきたい事項をご説明するものでありますが、お取引先様のご理解と積極的な取り組みがなければ達成は困難であります。何とぞご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。弊社は、今後も環境面の社会的責任をお取引先様と共に果たしていくため、今回弊社が提示しました「グリーン調達」の指針・基準に取り組まれましたお取引先様と優先的にパートナーシップを築いていきたいと考えています。

また、別途この管理基準に基づいた「納入部材への含有化学物質の調査」を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

※1-1　**ELV 指令**（2000/53/EC：廃自動車に関する欧州議会及び理事会指令）
ELV：End-of-Life Vehicle の略。環境保護のために廃自動車からの廃棄物を削減し、その収集、再使用およびその部品のリサイクルを推進することを目的とする。そのために自動車メーカー、材料および部品メーカーは、自動車の設計にあたって有害物質の使用の低減に努める、廃自動車の解体、再使用、回収、リサイクルを容易にするように自動車を設計・生産する。自動車の生産においては、リサイクル材料の使用を増やす。2003 年 7 月 1 日以降に上市される自動車の部品には、付属書Ⅱに収載されている場合を除き、「水銀、六価クロム、カドミウム、鉛」を含んではならない。

※1-2　**RoHS 指令**（2011/65/EU：電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令）
RoHS：Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment の略。人の健康の保護、および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与することを目的とする。2006 年 7 月 1 日以降に上市される電気・電子機器（対象カテゴリに該当するもの）には、付属書の適用除外項目に収載されている場合を除き、「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（臭素系添加物)」を含んではならない。2011 年 7 月に改訂され、旧指令（2002/95/EC）では対象外であったカテゴリ 8（医療機器)、9（監視・制御機器）は、2014 年 7 月 22 日より基本的に指令の対象となる。また指令自体から適用を除外される製品群（第 2 条 4 項）や用途（付属書ⅢおよびⅣ）もあわせて既定されている。
＜参考＞ 経済産業省ホームページ：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/RoHSrev.html
EU 委員会ホームページ　：http://ec.europa.eu/environment/waste/weee/index_en.htm

※1-3　**製品含有化学物質管理－原則及び指針**（JIS Z7201:2012）
製品含有化学物質管理に取り組む全ての組織が、その規模、種類、成熟度を問わず、適切かつ効率的に実施できるように、サプライチェーン全体で共有されるべき設計・開発、購買、製造、引渡しの各段階における製品含有化学物質管理の原則及び指針を定めた日本工業規格。(2012 年 8 月制定)

※1-4　**製品含有化学物質管理ガイドライン**
サプライチェーン全体を通じて製品含有化学物質管理が確実かつ効率的に実践されるように、共通的な製品含有化学物質管理の要件を示したガイドライン。サプライチェーンに関わる各組織が本ガイドラインを用いることで、製品含有化学物質の適切な管理を実践し、信頼性の高い製品含有化学物質情報を授受できるように支援することを目的として、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）他の業界団体によって制定された。(2013 年 2 月　第 3 版発行)
＜参考＞ JAMP ホームページ　：http://www.jamp-info.com/dl

２．浜松ホトニクス株式会社「環境基本方針」

弊社は、「浜松ホトニクス株式会社 環境基本方針」を下記のように制定しております。

浜松ホトニクス株式会社
「環境基本方針」

― 理 念 ―

浜松ホトニクスは事業活動にあたり、地球環境との調和が人類にとって重要な課題のひとつと認識し、「光技術の研究、応用、普及」をとおして新しいサイエンス、新しい産業の創出、および人類の真の健康を目指し、地球環境の保全に配慮して行動します。

― 方 針 ―

1．地球環境の保全活動を推進していくため、有効な全社組織および事業所の環境保全組織を整備して、環境マネジメントシステムを確立する。

2．事業活動、製品およびサービスが環境に与える影響を把握して、環境保全活動および環境管理の継続的な改善を図る。

3．環境関連法規制および受入を決めたその他の要求事項を遵守するとともに、必要に応じ自主基準を設定し、環境負荷の低減に取り組む。

4．環境汚染の予防、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減、化学物質の適正管理に取り組む。

5．環境に関する教育、社内広報活動により、全社員の環境基本方針の理解と、環境に関する意識向上を図る。

この環境基本方針は、社外に公開します。

2009 年 12 月 18 日

浜松ホトニクス株式会社

３.「環境管理物質」管理基準
（本文）

３．１　目的

この文書は、浜松ホトニクス株式会社（以下「HPK」という）の製品、製品を構成する部品・材料（以下「納入部材」という）に含有、および製造工程において使用される化学物質（以下「環境管理物質」という）の管理基準を設定して、HPK 内およびお取引先様に周知徹底することにより製品の環境品質の向上を図ることを目的とします。

３．２　適用範囲

適用範囲は、下記に規定の「製品（3.2.1 項)」を構成する「納入部材（3.2.2 項)」とします。

（注１）本文書に定めていない物質、対象（用途)、許容値であっても法規制等により規制のある場合、あるいは弊社のお客様からご要請の生じた場合などにおいては､それらに対応を図るため本文書を見直し、必要のある場合は、お取引先様に別途通知します。

（注２）お取引先様が、弊社に納入するために使用する包装材料は適用の範囲ではありません。ただし、弊社が HPK 製品に使用する包装材料は適用の範囲とします。

３．２．１ 製品

（１）HPK が、設計・製造して販売または頒布する製品

（２）HPK が、第三者に設計・製造を委託して HPK の商標を付して販売または頒布する製品

３．２．２ 納入部材

前項の「3.2.1 製品」に規定の HPK 製品を構成する（お取引先様から HPK に納入される）部品・材料

〈対象となる納入部材の例〉

部品、材料、デバイス、モジュール、アッセンブリ、ユニット、付属品、包装材（梱包用材、同梱品 － 取扱説明書、記録メディア、緩衝材、段ボール、スティック、ラベル 等)、および製品に使用される副資材（はんだ材、接着剤、充填材、離型剤、洗浄剤、バンド、テープ、インキ 等）

３．３　用語の定義

本文書で使用する用語は、以下のように定義します。

（１）環境管理物質

HPK 製品を構成する納入部材に含有する物質、および製造工程において使用する物質のなかで、法規制等やお客様からの管理要請などにより HPK が取扱基準を設定し、リストアップして管理する物質をいい、「禁止物質」「制限物質」「管理物質」の３つに管理基準を分けます。

（２）禁止物質

法規制等により製造や輸入が禁止されている物質で、HPK 製品を構成する納入部材への一切の含有や製造工程における使用を禁止する物質をいいます。

（３）制限物質

法規制等で用途により使用や含有が禁止されている物質、または期限を定めて段階的に使用や含有が禁止される物質で、HPK 製品への使用や含有を順次禁止する物質をいいます。物質とその用途で３つのレベルを定めます。

（４）管理物質

使用を禁止や制限する物質ではないが、リサイクル、環境、安全衛生、適正処理での環境負荷などの観点から、データを把握して管理する物質をいいます。

（5）含有

機能・性能を満足するために設計上および製造上必要と意図的に、あるいは意図的であるか否かを問わず物質が製品を構成する部品・デバイス等に使用される材料に添加、充填、混入または付着することをいい、製造工程において意図せずに部材等に混入や付着する場合を含みます。

（6）不純物

天然資源中に含有され工業的な精製過程において技術的に除去しきれない物質、および合成反応の過程で未反応などにより生じ、技術的に除去しきれないで部材等に残存する物質をいいます。

（7）閾値レベル

製品または仕入部材に含まれる環境管理物質がこの値を超えると、本基準にしたがって管理、把握しなければいけない限度を示す濃度レベル。

閾値レベルには意図的添加と、数値で設定されている閾値 xx%（ppm）などがあります。

（8）均質材料

機械的に別々に分離できない材料とし、組成全体が均質な材料をいいます。（例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティング等）

（9）意図的添加

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に故意に使用することです。

3．4　管理水準

製品および仕入れ部材への含有や、製造工程において使用する環境管理物質（禁止、制限、管理物質）の管理水準の概要を表Aに、詳細を表１、表３に示します。

表A　環境管理物質の管理水準の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境管理物質の管理水準</th><th colspan="2">内　容／考え方</th></tr>
<tr><td colspan="2">禁止物質</td><td colspan="2">含有および使用を禁止するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">制限物質※3-1</td><td>レベル１</td><td rowspan="3">物質と用途でレベルを定め、含有および使用を制限するもの
（代替の推進を推奨）
原則として閾値レベルを基準に情報※3-2 を把握、管理するもの</td><td>含有および使用を禁止するもの</td></tr>
<tr><td>レベル２</td><td>期日を定めて含有および使用を禁止するもの
（当該期日以降は「レベル１」へ移行します）</td></tr>
<tr><td>レベル３</td><td>期日を定めず適用を除外するもの
（適用除外）</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理物質</td><td colspan="2">含有および使用を禁止、制限をするものではないが、意図的添加、含有既知の場合は情報※3-2 を把握、管理するもの</td></tr>
</table>

※3-1　製造工程における使用制限：オゾン層破壊物質（表 2-1）、塩素系有機溶剤（表 2-2）は納入部材の製造工程において使用を制限する「環境管理物質」としても定めることとします。

※3-2　「含有および使用の有無」「含有量（使用量）」「含有部位」「含有の目的」

3．5　改訂

本基準は、法規制や社会情勢の動向などにより改訂することがあります。

４．お取引先様へのお願い

弊社に納入いただきます部品・材料等に含有、および製造工程において使用する環境管理物質の調査にご協力をお願いします。また、「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出をお願いした場合は、ご提出をお願いします。

なお、お取引先様におかれましては、本「化学物質管理基準」を順守し、期日までに代替化などの計画を進めていただきますようお願いします。〔材料や工程など製造条件に変更が生じる場合は、事前に弊社の当該事業部に確認（代替品のご提案などの承認）を得ていただきますようお願いします〕。

４．１　調査範囲

調査範囲は、お取引先様から納入していただく HPK 製品を構成する部品・材料等を対象とします。なお、お取引先様が運搬、保管するために使用する包装材料は調査の対象ではありません。ただし、弊社が HPK 製品に使用する包装材料は、調査の対象となります。

（１）部品・材料等において、それに含有する環境管理物質の含有量、使用部位および使用目的
ただし、弊社からの支給する部材（以下、支給部材という）については、調査の対象外とします。

（２）製造工程において使用するオゾン層破壊物質（表２－１）および塩素系有機溶剤（表２－２）

４．２　調査票

（１）部品・材料等に含有する環境管理物質の調査票は、国内 VT62474[※4-1] によって公開される「グリーン調達（旧 JGPSSI）調査回答ツール」と「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」を基本としています。

（２）製造工程において使用するオゾン層破壊物質（ODS）と塩素系有機溶剤の使用有無に関する調査票は、「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」および「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」になります。なお、包括的な証明書を提出いただいた場合は、今後の納入部材も提出いただいた証明書を適用します。

（３）各調査票の最新様式は、弊社ホームページ[※4-2] に掲載します。ダウンロードしてご使用ください。

※4-1　http://www.vt62474.jp/index.html
※4-2　http://www.hamamatsu.com/jp/ja/hamamatsu/csr/procurement/green_procurement.html

４．３　調査対象物質

（１）部品・材料等に含有する表１〔納入部材に含有する環境管理物質－「（１）禁止物質（12 物質群）」「（２）制限物質（16 物質群）」「（３）管理物質（12 物質群）」〕に記載の物質群とします。

なお、これらの物質群は国内 VT62474 で定められた物質群を基本として、禁止物質および管理物質で指定されるものを除き、本基準の発行時点ならびに今後にわたり欧州化学品庁にて指定される「EU REACH 規則 認可対象候補物質（SVHC）群」を管理物質として定めています。

（２）製造工程における「使用有無」の調査は、表２-１〔オゾン層破壊物質（ODS）〕および表２-２（塩素系有機溶剤）に記載の物質とします。

５．「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」等の提出のお願い

５．１　「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」について

貴社が、弊社に納入する部品・材料等（弊社からの支給部材を除く）について、本文書で規定する「基準」を順守していることを確約いただくため「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」の提出をお願いします。また、本文書の改正等で禁止物質/制限物質に追加などが生じた場合は、再度「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」※5-1を提出してください。

なお、含有化学物質の検証データの提供をお願いした際には、速やかに提出をお願いします。

（注）「納入部材への禁止物質/制限物質の非含有保証書」は、本文書の管理基準に定める「禁止物質」または「制限物質」を含有していないことを保証していただくものです。ただし、本文書で「HPKの閾値レベル」を規定している環境管理物質において含有量が「HPK の閾値レベル」以下の場合には、「非含有」として取り扱うものとします。

５．２　「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」について

貴社が、弊社に納入する部品・材料等の製造工程において、本文書の表２－１で規定する「オゾン層破壊物質（ODS)」の「基準」を順守していることを確約いただくため、これらの物質の「使用の有無」を確認します。

当該品の製造工程における、これらの物質の使用状況を「製造工程でのオゾン層破壊物質（ODS）不使用証明書」※5-2に記載して提出をお願いします。

５．３　「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」について

貴社が、弊社に納入する部品・材料等の製造工程において、本文書の表２－２で規定する「塩素系有機溶剤」の「基準」を順守していることを確約いただくため、これらの物質の「使用の有無」を確認します。

当該品の製造工程における、これらの物質の使用状況を「製造工程での塩素系有機溶剤の不使用証明書」※5-3に記載して提出をお願いします。

※5-1，2，3　最新様式は弊社ホームページ（下記 URL）に掲載しています。ダウンロードしてご使用ください。なお、ご提出いただきたい文書と対象部材の情報（弊社「材料コード」、等）は、別途お送りします調査依頼のメールにてご案内します。
http://www.hamamatsu.com/jp/ja/hamamatsu/csr/procurement/green_procurement.html

６．製品含有化学物質の管理と納入部材への調査について

６．１　製品含有化学物質の管理について

貴社における製品含有化学物質の管理について、JAMP※6-1の「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿って構築、維持をしていただくようお願いします。今後、チェックシートに拠る自己評価依頼や実地確認を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

６．２　納入部材へ含有化学物質の調査について

貴社から納入していただく弊社製品を構成する部品、材料等（弊社からの支給部材を除く）に使用されている化学物質の含有量、使用部位、使用目的等の調査を実施しております。

調査依頼内容および調査方法につきましては、JAMP※6-1や国内VT62474※6-2のホームページにて公開されています「製品含有化学物質調査・回答マニュアル」等や、弊社ホームページ※6-3中の「『環境管理物質』調査回答手順」を、参照いただきますようお願いします。

※6-1　http://www.jamp-info.com/
※6-2　http://www.vt62474.jp/index.html
※6-3　http://www.hamamatsu.com/jp/ja/hamamatsu/csr/procurement/green_procurement.html

表１　納入部材等に含有する環境管理物質

納入部材に含有する「環境管理物質」の管理基準を国内外法規制、IEC62474 および国内 VT62474、HPK 自主基準により「禁止物質」「制限物質」「管理物質」の３つに分類し、以下のとおり定めます。

（１） 禁止物質（12 物質群）

No.	VT62474 物質群分類 No.	物質群	規制値	関連する主な法規制等
1	A17	トリブチルスズ＝オキシド（TBTO）	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	EU：REACH 規則 日本：化審法 (CAS No.56-35-9)
2	B02	ポリ臭化ビフェニール類 （PBB類）	均質材料の1000ppm	EU：RoHS 指令、中国：MII 法、韓国：RoHS、日本 J-MOSS
3	B03	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 （PBDE類）	意図的添加または、均質材料の1000ppm	EU：RoHS 指令、中国 MII 法、韓国：RoHS、日本：J-MOSS、化審法
4	B05	ポリ塩化ビフェニール類（PCB類）および特定代替品	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	EU：REACH 規則、米国：TSCA、日本：化審法
5	B15	ポリ塩化ターフェニル類 （PCT類）	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	EU：REACH 規則 日本：化審法
6	B06	ポリ塩化ナフタレン （塩素数が３以上）	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	日本：化審法
7	C01	アスベスト類	意図的添加	EU：REACH 規則、米国：TSCA、日本：労働安全衛生法、PRTR 法
8	A28	三置換有機スズ化合物	材料中のスズの0.1 重量%（1000ppm）	EU：REACH 規則、276/2010、日本：化審法
9	C08	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	日本：化審法
10	C11	フマル酸ジメチル（DMF）	材料中の0.1ppm	EU：REACH 規則
11	B09	短鎖型塩化パラフィン類 （炭素数10 -13）	意図的添加	EU：POPs規則、REACH規則、ノルウェー・特定有害化学物質の使用等に関する規制
12	B11	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD） ＜すべての主要ジアステレオ異性体を含む＞	製造・輸入・使用禁止、許可制（化審法）	EU：REACH規則 日本：化審法 (CAS No.25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 4736-49-6, 65701-47-5, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5, 678970-16-6, 678970-17-7)

（２）制限物質（16 物質群）

No.	VT62474 物質群分類 No.	物質群	対象範囲	HPK の閾値レベル	関連する主な法規制等
1	A05	カドミウム／カドミウム化合物	電池を除くすべて	均質材料の100ppm	EU：REACH規則、RoHS指令、電池指令、中国：MII 法、韓国：RoHS、日本：J-MOSS、米国/カリフォルニア州：SB-20/50
			電池	電池の10ppm	
2	A07	六価クロム化合物	すべて	均質材料の1000ppm	EU：REACH規則、RoHS指令、中国：MII 法、韓国：RoHS、日本：J-MOSS、米国/カリフォルニア州：SB-20/50

No.	VT62474 物質群分類 No.	物質群	対象範囲	HPK の閾値レベル	関連する主な法規制等
3	A09	鉛／鉛化合物	下記に示す対象以外のすべて	均質材料の1000ppm	EU：REACH規則、RoHS指令、電池指令、中国：MII 法、韓国：RoHS、日本：J-MOSS、米国：家庭用安全性向上法、カリフォルニア州:SB-20/50、プロポジション65
			熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表層被覆の300ppm	
			電池	電池の40ppm	
4	A10	水銀／水銀化合物	電池を除くすべて	均質材料の1000ppm	EU：REACH規則、RoHS指令、電池指令、中国：MII 法、韓国：RoHS、日本：J-MOSS、米国/カリフォルニア州：SB-20/50、他州法
			電池	電池の1ppm	
5	B19	ポリ塩化ビニル（PVC）およびPVCコポリマー	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	プラスチック材料の塩素の含有合計で1000ppm	IEEE1680、JS709
6	C02	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	織物と皮革	仕上がり織物／皮革製品の30ppm	EU：REACH規則
7	C04	オゾン層破壊物質	すべて	意図的添加	モントリオール議定書、EU：EC No. 2037/2000、EC 1005/2009、米国：大気浄化法
			製造工程での使用	表2-1、表3（8）参照	
8	C07	ホルムアルデヒド	織物	織物製品の75ppm	EU:オーストリアホルムアルデヒド規制、リトアニア衛生基準、米国/カリフォルニア州：CARB 規則、連邦法 111-199/TSCA601項、日本：建築基準法
			複合木材製品または部品	意図的添加	
9	B13	パーフルオロオクタンスルフォン酸塩（PFOS）	すべて	意図的添加または材料中の1000ppm	EU：REACH規則、552/2009、加国：環境保護法SOR/2008-178、日本：化審法
10	B10	フッ素系温室効果ガス（PFC, SF6, HFC）	すべて	意図的添加	EU：842/2006、他
			製造工程での使用	表2-3、表3（11）参照	
11	A22	塩化コバルト	すべて	製品の1000ppm	EU：REACH規則（SVHC）
12	―	塩素系有機溶剤	すべて	意図的添加	EU：REACH規則 日本：労働安全衛生法、水質汚濁防止法
			製造工程での使用	表2-2、表3（13）参照	
13	A23	ジブチルスズ化合物（DBT）	すべて	材料中のスズの0.1 重量%（1000ppm）	EU：REACH 規則、276/2010
14	A24	ジオクチルスズ化合物（DOT）	（a）皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 （b）育児用品 （c）2液性室温硬化モールディングキット	材料中のスズの0.1 重量%（1000ppm）	EU：REACH 規則、276/2010
15	-	多環芳香族炭化水素（PAH）	皮膚または口腔内に直接、長時間または、短時間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	材料中の1ppm	EU：REACH規則（CAS No.50-32-8, 192-97-2, 56-55-3, 218-01-9, 205-99-2, 205-82-3, 207-08-9, 53-70-3）
16	C12 C13 C14 C15	ﾌﾀﾙ酸ﾋﾞｽ（2-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ）（DEHP） ﾌﾀﾙ酸ｼﾞﾌﾞﾁﾙ（DBP） ﾌﾀﾙ酸ﾌﾞﾁﾙﾍﾞﾝｼﾞﾙ（BBP） ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｲｿﾌﾞﾁﾙ（DIBP）	すべて	均質材料の1000ppm	EU：RoHS指令、REACH規則（CAS No.117-81-7, 84-74-2, 85-68-7, 84-69-5）

（3）管理物質（12 物質群）

No.	VT62474 物質群分類 No.	物質群	対象範囲	HPK の閾値レベル	関連する主な法規制等
1	A11	ニッケル	長時間皮膚に接する場合はすべて	意図的添加	EU：REACH 規則
2	B08	臭素系難燃剤（PBBとPBDE又はHBCDD以外）	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材料の臭素の含有合計で1000ppm	JS709、IPC-4101および IEC61249-2-21
			積層プリント配線基板	積層板の臭素の含有合計で900ppm	
3	C06	放射性物質	すべて	意図的添加	EU：96/29/Euratom 日本：核物質原料、核燃料物質および原子炉の規制（1986年）米国：NRC
4	A19	酸化ベリリウム	すべて	製品の1000ppm	DIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERAガイダンス（CAS No. 1304-56-9）
5	B12	過塩素酸塩	すべて	製品の0.006ppm	米国カルフォルニア州：DTSC規則設定
6	B18	塩素系難燃剤	プラスチック材料。ただし、積層プリント配線基板を除く	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材料の塩素の含有合計で1000ppm	JS709、IPC-4101および IEC61249-2-21
			積層プリント配線基板	積層板の塩素の含有合計で900ppm	
7	C10	フタル酸エステル類（DINP,DIDP,DNOP）	子供の口に入る玩具又は育児用品	可塑化材の1000ppm	EU：REACH 規則 米国：家庭用品安全性向上法（CAS No.） DINP(28553-12-0, 68515-48-0) DIDP(26761-40-0, 68515-49-1) DNOP(117-84-0)
8	C36	フタル酸ジイソデシル（DIDP）	すべて	意図的添加	米国/カルフォルニア州：プロポジション65（CAS No.68515-49-1、26761-40-0）
9	C37	フタル酸ジ-n-ヘキシル（DnHP）	すべて	意図的添加	米国/カルフォルニア州：プロポジション65（CAS No.84-75-3）
10	－	N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物（BNST）	すべて（タイヤ以外のゴムへの添加剤は対象外）	意図的添加	カナダ/特定有害物質禁止規則
11	－	EU REACH規則 認可対象候補物質（SVHC）群※表1-2	すべて	製品の1000ppm	EU：REACH規則
12	－	JAMP管理対象物質 Ver.（最新版）※表1-3	すべて	－	表外付記参照※表1-3

※表 1-2　今後追加される SVHC はすべて管理対象とします。都度の追記はしません。
※表 1-3　アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が規定する管理対象物質のリスト（参照：http://www.jamp-info.com/）
本運用基準で規定の禁止物質、制限物質を除きます。

表２－１　仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質

【オゾン層破壊物質（ODS)】

No	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
1	トリクロロフルオロメタン	75-69-4		
2	ＣＦＣ－１２	75-71-8		
3	ＣＦＣ－１３	75-72-9		
4	ＣＦＣ－１１１	354-56-3		
5	ＣＦＣ－１１２	76-12-0		
6	ＣＦＣ－１１３ 1,1,2トリクロロ-1,2,2トリフルオロエタン	354-58-5 76-13-1		
7	ＣＦＣ－１１４	76-14-2		
8	ＣＦＣ－１１５	76-15-3		
9	ＣＦＣ－２１１	422-78-6 135401-87-5		
10	ＣＦＣ－２１２	3182-26-1		
11	ＣＦＣ－２１３	2354-06-5 134237-31-3		
12	ＣＦＣ－２１４ 1,1,1,3-テトラクロロテトラフルオロプロパン	29255-31-0 2268-46-4		
13	ＣＦＣ－２１５ 1,1,1-トリクロロペンタフルオロプロパン 1,2,3-トリクロロペンタフルオロプロパン	1599-41-3 4259-43-2 76-17-5		
14	ＣＦＣ－２１６	661-97-2		
15	ＣＦＣ－２１７	422-86-6		
16	ハロン－１２１１	353-59-3		
17	ハロン－１３０１	75-63-8		
18	ハロン－２４０２	124-73-2		
19	四塩化炭素	56-23-5		
20	１，１，１－トリクロロエタン	71-55-6		
21	臭化メチル	74-83-9		
22	ジブロモフルオロメタン	1868-53-7		
23	ブロモジフルオロメタン	1511-62-2		
24	ブロモフルオロメタン	373-52-4	レベル１	即時禁止 （2006年10月1日 から）
25	テトラブロモフルオロエタン	306-80-9		
26	トリブロモジフルオロエタン	－		
27	ジブロモトリフルオロエタン	354-04-1		
28	ブロモテトラフルオロエタン	124-72-1		
29	トリブロモフルオロエタン	－		
30	ジブロモジフルオロエタン	75-82-1		
31	ブロモトリフルオロエタン	421-06-7		
32	ジブロモフルオロエタン	358-97-4		
33	ブロモジフルオロエタン	420-47-3		
34	ブロモフルオロエタン	762-49-2		
35	ヘキサブロモフルオロプロパン	－		
36	ペンタブロモジフルオロプロパン	－		
37	テトラブロモトリフルオロプロパン	－		
38	トリブロモテトラフルオロプロパン	－		
39	ジブロモペンタフルオロプロパン	431-78-7		
40	ブロモヘキサフルオロプロパン	2252-78-0		
41	ペンタブロモフルオロプロパン	－		
42	テトラブロモジフルオロプロパン	－		
43	トリブロモトリフルオロプロパン	－		
44	ジブロモテトラフルオロプロパン	－		
45	ブロモペンタフルオロプロパン	460-88-8		
46	テトラブロモフルオロプロパン	－		
47	トリブロモジフルオロプロパン	70192-80-2		
48	ジブロモトリフルオロプロパン	431-21-0		
49	ブロモテトラフルオロプロパン	679-84-5		
50	トリブロモフルオロプロパン	75372-14-4		
51	ジブロモジフルオロプロパン	460-25-3		
52	ブロモトリフルオロプロパン	421-46-5		
53	ジブロモフルオロプロパン	51584-26-0		
54	ブロモジフルオロプロパン	－		
55	ブロモフルオロプロパン	1871-72-3		
56	ブロモクロロメタン	74-97-5		
57	ＨＣＦＣ－２１	75-43-4	レベル１※表2-1-1	即時禁止 （2006年10月1日
58	ＨＣＦＣ－２２	75-45-6		

No	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
59	ＨＣＦＣ－３１	593-70-4		から）
60	ＨＣＦＣ－１２１ ＨＣＦＣ－１２１a 1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン	134237-32-4 354-11-0 354-14-3		
61	ＨＣＦＣ－１２２ 1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン	41834-16-6 354-21-2		
62	ＨＣＦＣ－１２３ ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン 1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルロエタン ＨＣＦＣ－１２３a ＨＣＦＣ－１２３b	34077-87-7 90454-18-5 306-83-2 354-23-4 812-04-4		
63	ＨＣＦＣ－１２４ 2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン ＨＣＦＣ－１２４a	63938-10-3 2837-89-0 354-25-6		
64	ＨＣＦＣ－１３１ 1-フルロ-1,2,2-トリクロロエタン ＨＣＦＣ－１３１b	27154-33-2;(134237-34-6) 359-28-4 811-95-0		
65	ＨＣＦＣ－１５１	1615-75-4		
66	ＨＣＦＣ－１３２ ＨＣＦＣ－１３２b ＨＣＦＣ－１３２c 1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン 1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン	25915-78-0 1649-08-7 1842-05-3 471-43-2 431-06-1		
67	ＨＣＦＣ－１３３ 1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン ＨＣＦＣ－１３３a	1330-45-6 1330-45-6 75-88-7		
68	ＨＣＦＣ－１４１ ＨＣＦＣ－１４１b 1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン	1717-00-6;(25167-88-8) 1717-00-6 430-57-9		
69	ＨＣＦＣ－１４２ ＨＣＦＣ－１４２b ＨＣＦＣ－１４２a	25497-29-4 75-68-3 25497-29-4		
70	ＨＣＦＣ－２２１	134237-35-7		
71	ＨＣＦＣ－２２２	134237-36-8		
72	ＨＣＦＣ－２２３	134237-37-9		
73	ＨＣＦＣ－２２４	134237-38-0		
74	ＨＣＦＣ－２２５ ＨＣＦＣ－２２５aa	127564-92-5;(2713-09-9) 128903-21-9		
75	ＨＣＦＣ－２２５ba，ＨＣＦＣ－２２５bb ＨＣＦＣ－２２５ca，ＨＣＦＣ－２２５cb ＨＣＦＣ－２２５cc，ＨＣＦＣ－２２５da ＨＣＦＣ－２２５ea，ＨＣＦＣ－２２５eb	422-48-0，422-44-6 422-56-0，507-55-1 13474-88-9，431-86-7 136013-79-1，111512-56-2		
76	ＨＣＦＣ－２２６	134308-72-8		
77	ＨＣＦＣ－２３１	134190-48-0		
78	ＨＣＦＣ－２３２	134237-39-1		
79	ＨＣＦＣ－２３３ 1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン	134237-40-4 7125-83-9		
80	ＨＣＦＣ－２３４	127564-83-4		
81	ＨＣＦＣ－２３５ 1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン	134237-41-5 460-92-4		
82	ＨＣＦＣ－２４１	134190-49-1		
83	ＨＣＦＣ－２４２	134237-42-6		
84	ＨＣＦＣ－２４３ 1,1-ジクロロ1,2,2-トリフルオロプロパン 2,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン 3,3-ジクロロ1,1,1-トリフルオロプロパン	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5		
85	ＨＣＦＣ－２４４ 3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	134190-50-4 679-85-6		
86	ＨＣＦＣ－２５１ 1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン	134190-51-5 818-99-5		
87	ＨＣＦＣ－２５２	134190-52-6		
88	ＨＣＦＣ－２５３ ＨＣＦＣ－２５３fb	134237-44-8 460-35-5		
89	ＨＣＦＣ－２６１ 1,1-ジクロロ1-フルオロプロパン	134237-45-9 7799-56-6		
90	ＨＣＦＣ－２６２ 2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン	134190-53-7 102738-79-4		
91	ＨＣＦＣ－２７１ 2-クロロ-2-フルオロプロパン	134190-54-8 420-44-0		

※表2-1-1　管理水準「レベル1」の使用特例 ：　当該事業部の関係者が期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの

表２－２　仕入部材の製造工程において使用を制限する環境管理物質

【塩素系有機溶剤】

No.	物質名	CAS No.	管理水準	使用禁止時期
1	ジクロロメタン	75-09-2	レベル1※表2-2-1	即時禁止 (2006年10月1日から)
2	トリクロロエチレン	79-01-6		
3	テトラクロロエチレン	127-18-4		
4	１，１，２-トリクロロエタン	79-00-5	レベル３	－
5	１，２-ジクロロエタン	107-06-2		
6	１，１-ジクロロエチレン	75-35-4		
7	シス-１，２-ジクロロエチレン	156-59-2		
8	クロロホルム	67-66-3		

※表2-2-1　管理水準「レベル1」の使用特例：当該事業部の関係者が、期限を定めて使用を認めた製造工程で使用するもの

表３　制限物質の管理水準

（1）カドミウム／カドミウム化合物

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・レベル３以外の全ての用途 [用途・使用例] ・包装材（例えば、ｽﾃｨｯｸ、ﾄﾚｲ、ﾎﾟﾘ袋、ｼｰﾄ、緩衝材等） ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ材料に含有する安定剤、顔料、染料（例えば、電線・ｺｰﾄﾞ・ｹｰﾌﾞﾙ等の絶縁被覆、樹脂材、電子部品の外装ﾌｨﾙﾑ、ﾗﾍﾞﾙ等） ・塗料、ｲﾝｷ ・表面処理（ﾒｯｷ、ｺｰﾃｨﾝｸﾞ等） ・蛍光管（小型蛍光管、直管蛍光管）	即時禁止
	・亜鉛を含む金属（黄銅、亜鉛ﾀﾞｲｶｽﾄなど）からなる部品･材料	即時禁止 (2005 年 10 月 1 日から)
レベル３ (適用除外)	・RoHS 指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表 3-1	―
	・HPK が含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「ｶﾄﾞﾐｳﾑおよびその化合物」の含有を明記してあるもの 等	

※表 3-1　今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

（2）六価クロム化合物

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・レベル３以外の全ての用途 [用途・使用例] ・包装材（ｽﾃｨｯｸ、ﾄﾚｲ、ﾎﾟﾘ袋、ｼｰﾄ、緩衝材等）	即時禁止
	・亜鉛ﾒｯｷ鋼板等、ﾈｼﾞ・ﾎﾞﾙﾄ等の防錆処理、塗料、ｲﾝｷ、顔料等	即時禁止 (2005 年 10 月 1 日から)
レベル３ (適用除外)	・RoHS 指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表 3-1	―
	・HPK が含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「六価ｸﾛﾑ化合物」の含有を明記してあるもの 等	

※表 3-1　今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

（3）鉛／鉛化合物

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・レベル３以外の全ての用途 [用途・使用例] ・包装材（ｽﾃｨｯｸ、ﾄﾚｲ、ﾎﾟﾘ袋、ｼｰﾄ、緩衝材等） ・ﾌﾟﾘﾝﾄ基板に用いる鉛含有の塗料、ｲﾝｷ、顔料 等	即時禁止
	・例えば、鉛含有率が 85wt%未満の鉛はんだ、部品・材料に含有、部品の外部電極、ﾘｰﾄﾞ端子等のはんだ処理（電子部品/半導体素子/ﾋｰﾄｼﾝｸ等）	即時禁止 (2005 年 10 月 1 日から)
	・無電解ﾆｯｹﾙﾒｯｷ、無電解金ﾒｯｷ時の安定剤、添加剤に使用する 1000ppm を超える鉛	即時禁止 (2007 年 4 月 1 日から)
	・定格電圧が AC125V または DC250V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	即時禁止 (2012 年 7 月 1 日から)
レベル３ （適用除外）	・RoHS 指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表 3-1	―
	・HPK が含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「鉛およびその化合物」の含有を明記してあるもの 等	

※表 3-1　今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

（4）水銀／水銀化合物

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・レベル３以外の全ての用途 [用途・使用例] ・包装材（ｽﾃｨｯｸ、ﾄﾚｲ、ﾎﾟﾘ袋、ｼｰﾄ、緩衝材等） ・塗料、ｲﾝｷ、顔料 ・水銀電池、水銀時計 ・水銀を含有するﾘﾚｰ、ｽｲｯﾁ、ｾﾝｻｰ ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸへの調剤	即時禁止
	・含有量が５mg/本を超える小型蛍光管 ・含有量が 10mg/本を超える直管蛍光管 （EU 向け製品は、RoHS 指令付属書の規定による） ・酸化銀電池、ｱﾙｶﾘ・ﾏﾝｶﾞﾝﾎﾞﾀﾝ電池	即時禁止 (2005 年 10 月 1 日から)
レベル３ （適用除外）	・RoHS 指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表 3-1	―
	・HPK が含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「水銀およびその化合物」の含有を明記してあるもの 等	

※表 3-1　今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

（5）ポリ塩化ビニル（PVC）およびPVCコポリマー

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・結束バンド（ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ製）	即時禁止 （2005年10月1日から）
	・熱収縮チューブ	即時禁止 （2013年1月22日から）
レベル３ （適用除外）	・安全性、耐候性などの諸性能が要求され、代替技術、代替品のないもの （高電圧用ﾋﾞﾆﾙ電線、複合ｹｰﾌﾞﾙ、絶縁ﾃｰﾌﾟ、電源ｺｰﾄﾞ、絶縁板など）	―
	・HPKが使用を認めている包装材	

（6）一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１ （表４参照）	・アゾ化合物がﾄﾞｲﾂ日用品規則の試験法等に基づいて分解し、表４のアミン（１以上のアゾ基の分解により生成するもの）が発生する可能性があるもので、人体に持続的に接触する恐れのある部位の被覆材等の染料・顔料として使用されるもの （例えば、ﾍﾞﾙﾄ、ｽﾄﾗｯﾌﾟ、ﾍｯﾄﾞﾎﾝ等）	即時禁止 （2005年10月1日から）
レベル３ （適用除外）	・レベル１において、人体に持続的に触れない部位に使用されるもの （例えば、光電子増倍管(PMT)用ﾍﾞｰｽ・ｿｹｯﾄ、ﾏｳｽ、ﾘﾓｺﾝ等） ・塗料、ｲﾝｷ、防腐剤、カビ防止剤などレベル１以外の全ての用途 （例えば、電子部品のﾏｰｷﾝｸﾞ用ｲﾝｷ等）	―

（7）オゾン層破壊物質

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１ （表２−１参照）	・表 2-1 の「制限物質 レベル１」の物質で、レベル３以外の用途、部品自体への含有およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、離型剤 等	即時禁止 （2006 年 4 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・空調などの冷媒、消火用途 ・HCFC（表２-1 No.57-96）の使用の特例 HPK が期限を定めて使用を認めた製造工程で使用する洗浄剤	−

（8）ホルムアルデヒド

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・室内で使用する製品のなかで、合板等を用いた製品、および接着剤、塗料、樹脂などを含む用途において、建築基準法施行令(第 20 条の 7)で規定される基準値(空気 1m³につき、概ね 0.1mg）を超える放散の恐れがあるもの ・室内で使用する製品に用いる合板等で、ホルムアルデヒド発散建築材料の区分が表示記号Ｆ☆（第１種）のもの	即時禁止
	・室内で使用する製品に用いる合板等で、ホルムアルデヒド発散建築材料の区分が表示記号Ｆ☆☆☆）以下の等級（第２種～第３種）のもの	即時禁止 （2005 年 10 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・レベル１以外の全ての用途	−

（9）パーフルオロオクタンスルフォン酸およびその塩（PFOS）

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・化審法施行令　第一種特定化学物質を含んだ輸入禁止製品に指定されるもの 例）金属の加工に使用するｴｯﾁﾝｸﾞ剤 半導体の製造に使用するｴｯﾁﾝｸﾞ剤 ﾒｯｷ用の表面処理剤又はその調整添加剤 半導体の製造に使用する反射防止剤、他	即時禁止 （2010 年 4 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・化審法施行令　第一種特定化学物質の例外用途（エッセンシャルユース）に指定されるもの	−

（１０）フッ素系温室効果ガス（PFC, SF6, HFC）

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・HPK 製品および製品を構成する仕入れ部材への含有	即時禁止 （2010 年 4 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・HPK が使用と含有を認めるもの	－

（１１）塩化コバルト

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・HPK 製品を納入する際に使用する包装材 例）ｼﾘｶｹﾞﾙｲﾝｼﾞｹｰﾀｰとして使用する乾燥剤、他	即時禁止 （2010 年 4 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・レベル１以外の全ての用途	－

（１２）塩素系有機溶剤

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１ （表 2-2 参照）	・表 2-2 の「制限物質　レベル１」の物質で、部品自体への含有およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、溶剤 等	即時禁止 （2006 年 10 月 1 日から）
レベル３ （適用除外）	・表 2-2 の「制限物質　レベル 3」の物質で、部品自体への含有およびその部品の製造工程で使用する洗浄剤、溶剤 等	－

（１３）ジブチルスズ化合物　(DBT)

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・プラスチックへの添加剤等全ての用途（下記のレベル２を除く）	即時禁止 (2011 年 10 月 1 日から)
	・一液型および二液型室温硬化型（RTV-1 および RTV-2）シーラント ・一液型および二液型室温硬化型（RTV-1 および RTV-2）接着剤 ・塗料およびコーティング剤の触媒 ・屋外用途を意図した布地をコーティングする PVC の安定剤 ・軟質 PVC それ自体か、もしくは、硬質 PVC と同時押出成形された軟質 PVC 異型材への添加剤	即時禁止 (2014 年 7 月 1 日から)
レベル３ (適用除外)	・部品・デバイスに用いられ、再使用される包装部品・材料への添加剤 ・デバイス、半導体およびその他部品に用いられる包装部品・材料（ﾄﾚｲ、ﾏｶﾞｼﾞﾝｽﾃｨｯｸ、ｽﾄｯﾊﾟ、ﾘｰﾙ、ｴﾝﾎﾞｽｷｬﾘｱﾃｰﾌﾟなど）への添加剤	－

（１４）ジオクチルスズ化合物　(DOT)

管理水準	対　象	禁止時期
レベル１	・繊維、布材料への添加剤	即時禁止 (2011 年 10 月 1 日から)
レベル３ (適用除外)	・レベル１以外の全ての用途	－

（１５）多環芳香族炭化水素 (PAH)

管理水準	対 象	禁止時期
レベル１	・皮膚または口腔内に直接、長時間または、短時間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品	即時禁止 (2015 年 7 月 1 日から)
レベル３ (適用除外)	・レベル１以外の全ての用途	－

（１６）フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル

管理水準	対 象	禁止時期
レベル２	・レベル３以外の全ての用途 [用途・使用例] ・ｺﾞﾑ、ｴﾗｽﾄﾏｰ、樹脂（特にﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ）用可塑剤　等	2018 年 1 月 22 日から
レベル３ （適用除外）	・RoHS 指令（付属書Ⅲ、Ⅳ）によって規定される項目に該当するもの※表 3-1	―
	・HPK が含有を認めるもの ・現時点において代替技術や代替製品のないもの ・弊社が発行する当該部品・材料の仕様書、図面等に「フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル」の含有を明記してあるもの 等	

※表 3-1　今後官報によって変更される内容はすべて対象とします。

表４　特定アミン（１以上のアゾ基の分解により生成するもの）

〔表３（６）「レベル1」で規定の「アゾ染料・顔料」において、
アゾ染料および顔料の還元分解により、発生してはならない特定アミンの一覧〕

物質名（英語名）		化学式	CAS No.*
４－アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene	$C_{12}H_{11}N_3$	60-09-3
ｏ－アニシジン	o-anisidine	C_7H_9NO	90-04-0
２－ナフチルアミン	2-naphthylamine	$C_{10}H_9N$	91-59-8
３，３’－ジクロロベンジジン	3,3’-dichlorobenzidine	$C_{12}H_{10}Cl_2N_2$	91-94-1
４－アミノビフェニル	Biphenyl-4-ylamine	$C_{12}H_{11}N$	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	$C_{12}H_{12}N_2$	92-87-5
ｏ－トルイジン	o-toluidine	C_7H_9N	95-53-4
４－クロロ－２－メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	C_7H_8ClN	95-69-2
４－メチル－ｍ－フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	$C_7H_{10}N_2$	95-80-7
ｏ－アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	$C_{14}H_{15}N_3$	97-56-3
５－ニトロ－ｏ－トルイジン	5-nitro-o-toluidine	$C_7H_8N_2O_2$	99-55-8
4，4’－メチレン－ビス(２－クロロアニリン)	4,4’-methylene-bis(2-chloroaniline)	$C_{13}H_{12}Cl_2N_2$	101-14-4
４，４’－メチレンジアニリン	4,4’-methylenedianiline	$C_{13}H_{14}N_2$	101-77-9
４，４’－オキシジアニリン	4,4’-oxydianiline	$C_{12}H_{12}N_2O$	101-80-4
ｐ－クロロアニリン	p-chloroaniline	C_6H_6ClN	106-47-8
３，３’－ジメトキシベンジジン	3,3’-dimethoxybenzidine	$C_{14}H_{16}N_2O_2$	119-90-4
３，３’－ジメチルベンジジン	3,3’-dimethylbenzidine	$C_{14}H_{16}N_2$	119-93-7
6－メトキシ－m－トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	$C_8H_{11}NO$	120-71-8
２，４，５－トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	$C_9H_{13}N$	137-17-7
４，４’－ジアミノジフェニルスルフィド	4,4’-thiodianiline	$C_{12}H_{12}N_2S$	139-65-1
２，４－ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	$C_7H_{10}N_2O$	615-05-4
４，４’－ジアミノ－３，３’－ジメチルジフェニルメタン	4,4’-methylenedi-o-toluidine	$C_{15}H_{18}N_2$	838-88-0

浜松ホトニクス株式会社
（作成：本部環境委員会）

【お問い合せ先】
浜松ホトニクス株式会社 本部環境委員会　事務局
〒434-8601 静岡県浜松市浜北区平口 5000
e-mail：green-p@hq.hpk.co.jp
Tel：053-584-0268　Fax：053-584-0276